

基本施策(6) 食品廃棄物の活用 ★重点

市民、事業者及び行政の協働による生ごみの減量・リサイクルの推進や、地域コミュニティ単位での堆肥化などの取組を広げます。また、ごみの焼却施設に生ごみのバイオガス化施設を併設します。

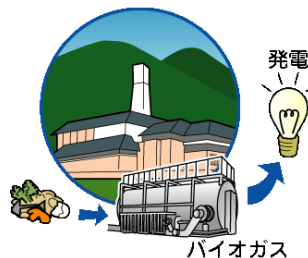
【推進項目】

- ① 食べ残し、手つかず食品などの生ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- ② 南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設
- ③ 中央卸売市場第一市場における段ボール、生ごみ、木質パレット等のリサイクルの推進
- ④ 商店街における生ごみや古紙の減量・リサイクルの推進
- ⑤ 食品関連事業者への減量・リサイクル指導の徹底
- ⑥ 事業所から出る生ごみの発生場所での利用を経済的に可能とする小規模低コストバイオガス化技術の実証の検討
- ⑦ 学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の推進（再掲）
- ⑧ 周辺地域等における生ごみの堆肥化と資源回収を合わせて実施するコミュニティづくり（「ごみ・ゼロ」地域完結型モデルの構築）（再掲）

①



②



基本施策(7) 廃食用油の活用 ★重点

家庭から排出される油の回収を推進しつつ、バイオディーゼル燃料の利用用途の拡大を図ることにより、事業系の廃食用油も含めた総合的な利用率を高めていきます。

【推進項目】

- ① 使用済てんぷら油の回収拠点拡大
- ② バイオディーゼル燃料の高濃度利用に向けた研究の実施と高濃度規格の法制化に向けた国への働きかけ
- ③ バイオディーゼル燃料の用途拡大の検討

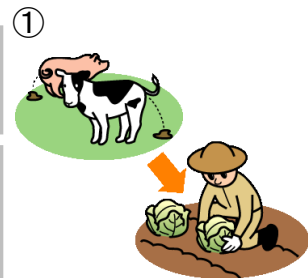


基本施策(8) 家畜排せつ物の活用

堆肥化等による高い利用率を引き続き維持するための取組を推進します。

【推進項目】

- ① 家畜排せつ物の堆肥利用などの循環型畜産業の振興
- ② 稲わらや家畜排せつ物などの農業由来バイオマスの有機肥料や家畜敷料などへの利用促進（再掲）

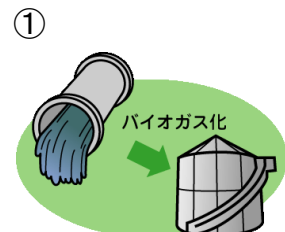


基本施策(9) 下水汚泥の活用

新たな技術の活用可能性の検討を進めつつ、可能な限り有効活用に努めていきます。

【推進項目】

- ① 下水汚泥からのメタンガス等のバイオマスエネルギーの有効活用
- ② 汚泥焼却灰の資材利用などの関連部局と連携した取組



基本施策(10) 環境学習・環境教育と普及・啓発

市民、団体等との連携による普及・啓発を推進するとともに、バイオマスに関する環境学習機会を拡大していきます。

【推進項目】

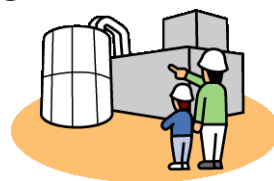
① バイオマス活用施設の見学とセットで行うバイオマスに関する環境学習の推進

② 子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開

③ 市民、団体等と連携したバイオマスに関する普及・啓発の実施

④ バイオマス活用功労者の表彰制度の創設

①



④



基本施策(11) バイオマスの活用を体感・実感

地域における使用済てんぷら油の回収や、モデルフォレスト運動などの活動への、できるだけ多くの市民の皆さんの参加を促進します。

【推進項目】

① 伝統文化の森の活動やモデルフォレスト運動の推進（市民の参加により、森を守り育てる運動）

② 荒廃竹林再生など農業・農村を支えるボランティア活動の充実

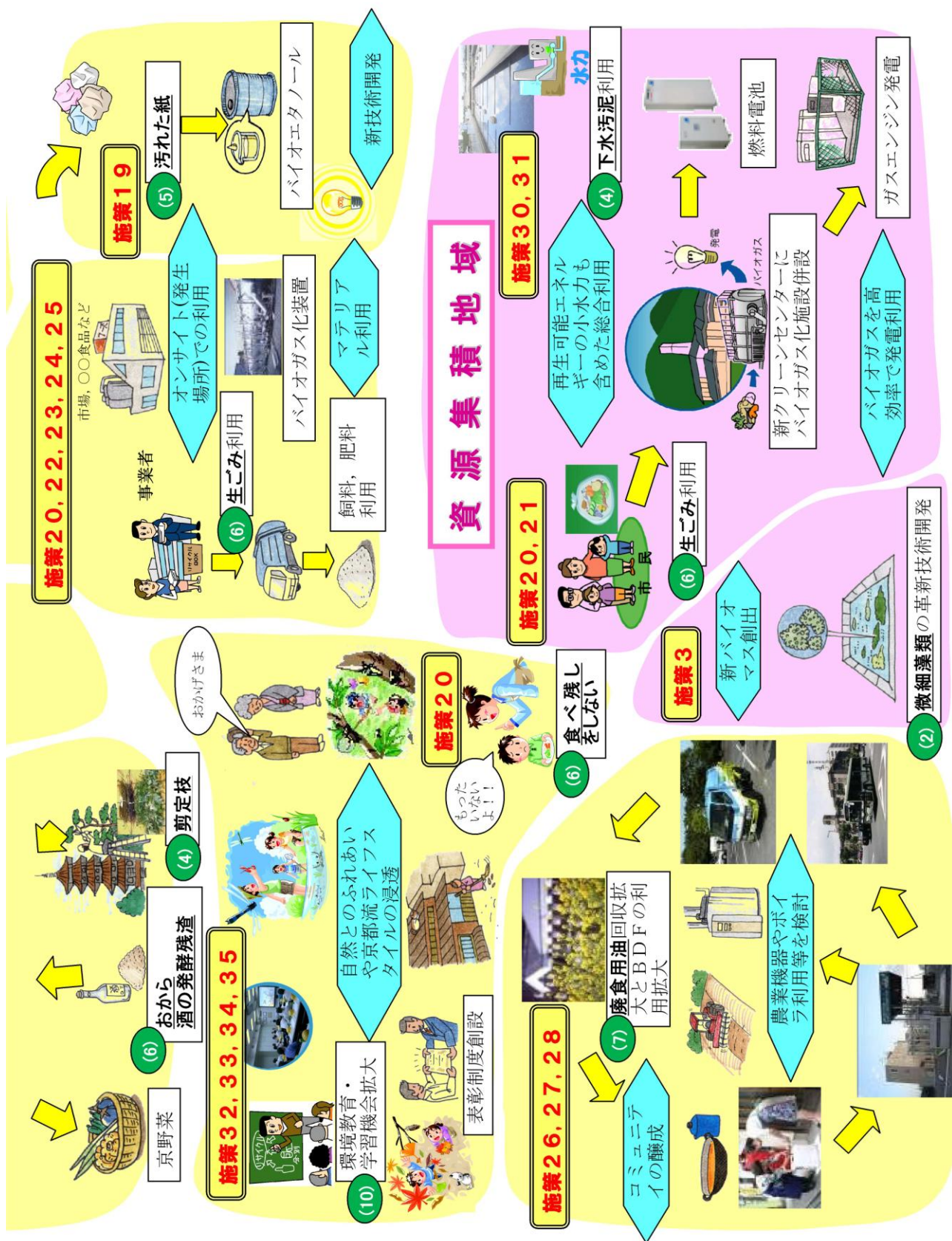
③ 使用済てんぷら油の回収拠点拡大（再掲）

①



表 推進項目（具体的施策）の一覧表

3つの基本方針			施策 番号	利用率 (現状 ⇒ 目標) ※ 1内は、ごみの焼却発電を きめた場合の数値
1 1の基本施策				
		3 7の推進項目		
1 農業の振興をはじめとする地域の 活性化（未利用バイオマスの活用）	(1) 農作物 非食用部	①稲わらや家畜排せつ物などの農業由来バイオマスの有機肥料や家畜敷料な どへの利用促進	1	95% ⇒ 100%
	(2) 新たな バイオマスの創出	①休耕地における短期成長木の活用に関する研究	2	—
		②微細藻類などの次世代燃料化技術に関する研究	3	
	木の活用 ★重点 (3) 森林 バイオマス	①林業に従事する者の養成及び確保	4	45% ⇒ 58% (74%) (79%) ※ 森林バイオマス 0% ⇒ 10%
		②間伐促進のための路網整備や高性能林業機械導入	5	
		③間伐材の供給に対する助成	6	
		④間伐材を利用した木質ペレットの利用促進	7	
		⑤薪炭（しんたん）の生産・利用の促進	8	
		⑥森林バイオマスの熱分解ガス化メタノール技術の実証の検討	9	
	★重点 (4) 廃棄物系 木質 バイオマス	①地域産材の利用促進による製材工場残材の副次的利用の拡大	10	※ 廃棄物系 木質バイオマス 55% ⇒ 70% (92%) (96%)
②公共公益施設の樹木の維持管理等で発生した剪定枝等の堆肥化・チップ化の 推進などの市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築		11		
③学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の推進		12		
④クリーンセンターに搬入されている剪定枝、家具などの木質ごみの徹底活用		13		
2 環境負荷の少ない持続的社会的な実現（廃棄物系バイオマスの活用）	★重点 (5) 紙ごみ	①コミュニティ回収における「雑紙」の回収促進	14	41% ⇒ 60% (99%) (99%)
		②周辺地域等における生ごみの堆肥化と資源回収を合わせて実施するコミュ ニティづくり（「ごみ・ゼロ」地域完結型モデルの構築）	15	
		③商業施設等の集客力の高い場所を活用した資源回収の推進	16	
		④オフィス町内会などの小規模事業者が連携した効率的な資源回収の推進	17	
		⑤市施設の古紙回収拠点としての活用推進	18	
		⑥資源化困難な汚れた紙からの高効率なエネルギー回収技術の実証の検討	19	
	★重点 (6) 食品廃棄物	①食べ残し、手つかず食品などの生ごみの3 R（リデュース、リユース、リサ イクル）の推進	20	24% ⇒ 40% (85%) (87%)
		②南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設	21	
		③中央卸売市場第一市場における段ボール、生ごみ、木質ペレット等のリサイ クルの推進	22	
		④商店街における生ごみや古紙の減量・リサイクルの推進	23	
		⑤食品関連事業者への減量・リサイクル指導の徹底	24	
		⑥事業所から出る生ごみの発生場所での利用を経済的に可能とする小規模低 コストバイオガス化技術の実証の検討	25	
		⑦学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の推進 （再掲）	—	
		⑧周辺地域等における生ごみの堆肥化と資源回収を合わせて実施するコミュ ニティづくり（「ごみ・ゼロ」地域完結型モデルの構築）（再掲）	—	
	★重点 (7) 廃食用油	①使用済てんぷら油の回収拠点拡大	26	32% ⇒ 50%
		②バイオディーゼル燃料の高濃度利用に向けた研究の実施と高濃度規格の法 制化に向けた国への働きかけ	27	
		③バイオディーゼル燃料の用途拡大の検討	28	
	(8) 家畜排せつ物	①家畜排せつ物の堆肥利用などの循環型畜産業の振興 ②稲わらや家畜排せつ物などの農業由来バイオマスの有機肥料や家畜敷料な どへの利用促進（再掲）	29 —	100% ⇒ 100%
	(9) 下水汚泥	①下水汚泥からのメタンガス等のバイオマスエネルギーの有効活用 ②汚泥焼却灰の資材利用などの関連部局と連携した取組	30 31	15% ⇒ 20% (29%) (20%)
(10) 環境学習・環境教育 と普及・啓発		①バイオマス活用施設の見学とセットで行うバイオマスに関する環境学習の 推進	32	—
	②子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進によ る指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開	33		
	③市民、団体等と連携したバイオマスに関する普及・啓発の実施	34		
	④バイオマス活用功労者の表彰制度の創設	35		
3 バイオマス活用を軸にした 新しいライフスタイルの定着	(11) バイオマス の活用を 体感・実感	①伝統文化の森の活動やモデルフォレスト運動の推進（市民の参加により、森 を守り育てる運動）	36	—
		②荒廃竹林再生など農業・農村を支えるボランティア活動の充実	37	
		③使用済てんぷら油の回収拠点拡大（再掲）	—	



注：この図は、取組の全てを表しているものではありません。

7. 1 施策の取組工程

37の推進項目（具体的施策）について、取組内容、実施スケジュールを示したバイオマスの活用に関する取組工程を作成し、継続的に取組の進ちょく状況を確認します。なお、長期的な視点の施策については、計画を進めていく中で検討していきます。また、施策のスケジュールについては、財政事情、社会情勢等によって多少前後することがあります。

3つの基本方針		施策 番号	2011	2015	2020
1 1 の基本施策			平成 23 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
3 7 の推進項目					

1 農林業の振興をはじめとする地域の活性化					
(1) 農作物非食用部の活用					
① 稲わらや家畜排せつ物などの農業由来バイオマスの有機肥料や家畜敷料などへの利用促進	1	○継続的に実施			
(2) 新たなバイオマスの創出					
① 休耕地における短期成長木の活用に関する研究	2	○調査・検討開始 ○技術開発の検討開始			
② 微細藻類などの次世代燃料化技術に関する研究	3	○調査・検討開始 ○技術開発の検討開始			
(3) 森林バイオマスの活用 ★重点					
① 林業に従事する者の養成及び確保	4	○継続的に実施			
② 間伐促進のための路網整備や高性能林業機械導入	5	○継続的に実施			
③ 間伐材の供給に対する助成	6	○助成制度の開始			
④ 間伐材を利用した木質ペレットの利用促進	7	○ペレットストーブ・ボイラ助成制度の継続実施 ○公共施設での率先利用等の促進策の検討開始～実施			
⑤ 薪炭（しんたん）の生産・利用の促進	8	○促進策の検討開始～実施			
⑥ 森林バイオマスの熱分解ガス化メタノール技術の実証の検討	9	○実証実施の検討開始			

2 環境負荷の少ない持続的社会的の実現		施策	2011	2015	2020
(4) 廃棄物系木質バイオマスの活用 ★重点		番号	平成23年度	平成27年度	平成32年度
①地域産材の利用促進による製材工場残材の副次的利用の拡大	10	○継続的に実施・拡大			
②公共公益施設の樹木の維持管理等で発生した剪定枝等の堆肥化・チップ化の推進などの市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築	11	○継続的に堆肥化を実施・拡大			
③学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の推進	12	○堆肥化活動助成制度の実施・拡大			
④クリーンセンターに搬入されている剪定枝、家具などの木質ごみの徹底活用	13	○家具のリユースモデル実験の開始～本格実施検討 ○クリーンセンターでの木くずの分別の検討開始			
(5) 紙ごみの活用 ★重点					
①コミュニティ回収における「雑紙」の回収促進	14	○「雑紙」を回収品目に追加			
②周辺地域等における生ごみの堆肥化と資源回収を合わせて実施するコミュニティづくり（「ごみ・ゼロ」地域完結型モデルの構築）	15	○継続的に実施・拡大 ○資源回収拠点の拡大			
③商業施設等の集客力の高い場所を活用した資源回収の推進	16	○新たな回収制度のモデル実施 ○本格実施の検討開始			
④オフィス町内会などの小規模事業者が連携した効率的な資源回収の推進	17	○調査・検討の継続～実施 ○分別指導・啓発の実施			
⑤市施設の高紙回収拠点としての活用推進	18	○回収拠点の設置・拡大			
⑥資源化困難な汚れた紙からの高効率なエネルギー回収技術の実証の検討	19	○実証実施の検討開始			
(6) 食品廃棄物の活用 ★重点					
①食べ残し、手つかず食品などの生ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	20	○市民・事業者・行政による検討会開催～普及啓発 ○資源化対策の検討開始			
②南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設	21	○建設工事 ○稼働			
③中央卸売市場第一市場における段ボール、生ごみ、木質パレット等のリサイクルの推進	22	○段ボールリサイクルの継続実施～実施品目拡大検討			
④商店街における生ごみや古紙の減量・リサイクルの推進	23	○分別指導・啓発の実施 ○資源化対策の検討開始			
⑤食品関連事業者への減量・リサイクル指導の徹底	24	○条例改正 ○大規模事業所への立入調査による減量指導の継続実施 ○チェーンストア等への指導対象範囲拡大			
⑥事業所から出る生ごみの発生場所での利用を経済的に可能とする小規模低コストバイオガス化技術の実証の検討	25	○実証実施の検討開始			

2 環境負荷の少ない持続的社会的の実現		施策	2011	2015	2020
(7) 廃食用油の活用 ★重点		番号	平成23年度	平成27年度	平成32年度
①使用済てんぷら油の回収拠点拡大	26	○拠点回収の継続実施・拡大			
②バイオディーゼル燃料の高濃度利用に向けた研究の実施と高濃度規格の法制化に向けた国への働きかけ	27	○試験研究の継続実施 ○全国協議会を通じた国への働きかけの継続			
③バイオディーゼル燃料の用途拡大の検討	28	○調査・検討開始			
(8) 家畜排せつ物の活用					
①家畜排せつ物の堆肥利用などの循環型畜産業の振興	29	○継続的に実施			
(9) 下水汚泥の活用					
①下水汚泥からのメタンガス等のバイオマスエネルギーの有効活用	30	○メタン発酵の継続実施 ○新技術の導入可能性の継続的検討			
②汚泥焼却灰の資材利用などの関連部局と連携した取組	31	○焼却灰利用の継続実施			
3 バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着					
(10) 環境学習・環境教育と普及・啓発					
①バイオマス活用施設の見学とセットで行うバイオマスに関する環境学習の推進	32	○ごみ減量・エコバスツアーへの組み込み検討～実施			
②子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開	33	○子どもエコライフチャレンジ事業の継続実施 ○環境学習機会拡大の検討開始			
③市民、団体等と連携したバイオマスに関する普及・啓発の実施	34	○新たな普及・啓発の検討開始～実施			
④バイオマス活用功労者の表彰制度の創設	35	○制度創設の検討開始～実施			
(11) バイオマスの活用を体感・実感					
①伝統文化の森の活動やモデルフォレスト運動の推進（市民の参加により、森を守り育てる運動）	36	○活動の継続実施・拡大			
②荒廃竹林再生など農業・農村を支えるボランティア活動の充実	37	○活動の継続実施・拡大			

7. 2 施策実施の効果を把握する指標の設定と評価・検証

バイオマス利用率に関する数値目標の進ちょく状況を定期的に把握、検証するとともに、3つの未来像ごとに、施策を実施することによってもたらされる効果を把握できる指標を設定し、バイオマスの活用に関する取組の効果を評価・検証します。また、進ちょく管理をする中で、新たな指標についても検討します。

【数値目標】バイオマス利用率・・・・・・・・・・・・・7ページ参照 (バイオマスの利用の度合いを把握するための目標)

市のごみ受入量実績値や、国や都道府県の統計データ、事業者へのアンケート調査等を活用して算定します。できるだけ毎年全ての数値を更新するとともに、把握方法自体も継続的に検証するなど、より正確な数値を把握、検証していきます。

バイオマスの利用の拡大によって、未来像の実現にどの程度近づいたのかを把握することも必要！



【施策実施の効果を把握する指標】

2020（平成32）年度に目指す3つの未来像ごとに、施策を実施することによってもたらされる効果を把握できる指標を設定し、バイオマスの活用に関する取組の効果を評価・検証します。

① 環境負荷の少ない持続的社会的の実現

- a 廃棄物系バイオマスの焼却量 b 化石資源代替量
- c 二酸化炭素排出削減量（バイオマスを利用しなかった場合との比較）

② 農林業の振興をはじめとする地域の活性化

- a バイオマスの地産地消率（堆肥、エネルギー等をバイオマスで生産した割合）
- b 林業従事者数 c 市内のバイオマス関連施設等での雇用者数
- d 除間伐面積（森林の健全な育成を行うために、過度に密集した樹木を適正に伐採する面積）

③ バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着

- a バイオマスの取組の認知度、取組の実践率など
- b バイオマスの取組や学習機会への参加者数

【施策実施の効果を把握する指標の概要】

① 環境負荷の少ない持続的社会的の実現

	a 廃棄物系バイオマス 焼却量	b 化石資源代替量	c 二酸化炭素排出削減 量（バイオマス利用し なかった場合との比較
設定する 理由	ごみの焼却量の減少は、最終処分量の削減をはじめ、環境負荷の削減に大きく貢献します。	化石資源の使用削減、有効利用に繋がります。	地球温暖化防止効果を把握することができます。
把握方法	市のクリーンセンターにおけるバイオマス焼却量を、ごみ質調査結果を活用して推計	エネルギーに利用されるバイオマスの量を、原油に換算した数値を推計	バイオマスの利用によって代替された化石燃料の量から二酸化炭素排出量を推計
(参考) 現状値	400,330 トン/年 (湿重量)	原油換算 28,500 キロリットル/年 (ごみ発電を除くと、 6,400 キロリットル/年)	46,900 トン-CO ₂ /年 (ごみ発電を除くと、 15,700 トン-CO ₂ /年)
備 考	発電や熱利用といった、エネルギー利用によって化石資源（ガソリン、軽油、重油、石炭など）を代替した量だけから算定していますので、紙から再生紙へのリサイクルや、生ごみの堆肥化などのリサイクルの効果については反映されません。		

② 農林業の振興をはじめとする地域の活性化

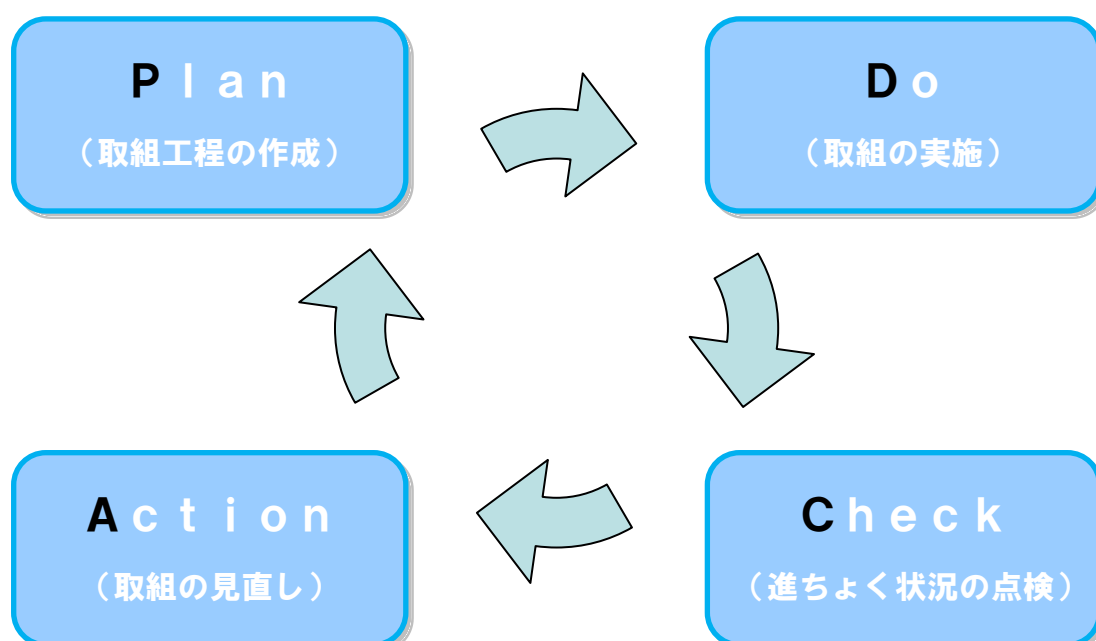
	a バイオマスの 地産地消率（堆肥、エネルギー等をバイオマスで生産した割合）	b 林業労働者数	c 市内のバイオマス関連施設等での雇用者数	d 除間伐面積 （森林の健全な育成を行うために、過度に密集した樹木を適正に伐採する面積）
設定する 理由	地域で使用しているエネルギーや肥料等について、バイオマスによる自給率を把握することができます。	林業の活性化の度合いを把握することができます。	バイオマスによる産業の活性化の度合いを把握することができます。	森林の保全と適正管理の度合いを把握することができます。
把握方法	市内のエネルギー、堆肥、飼料の需要に対する、市内で生産されるバイオマス由来製品・エネルギーの割合	府の統計データにより把握	バイオマス資源化施設への調査により把握	府の統計データにより把握
(参考) 現状値		224 人（年間に30 日以上林業労働に従事している者）		535 ヘクタール

③ バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着

	a バイオマスの取組の認知度, 取組の実践率など	b バイオマスの取組や学習機会への参加者数
設定する理由	市民の皆さんのライフスタイルの変化の度合いを把握することができます。	環境学習の浸透度合いを把握することができます。
把握方法	定期的にアンケート調査を実施します。	参加していただいた方々の実数を把握します。

7. 3 計画の進ちょく状況の点検, 見直し及び情報発信

計画の評価・検証に当たっては、京都市バイオマス活用推進会議において、継続的に計画の進ちょく状況の点検, 見直しを行う, PDCAサイクルを確立するとともに、市の広報及びホームページを通じ、市民・団体、事業者の皆さんに、取組状況を広く発信していきます。



【資料編】

資料1	計画策定の経過	27
資料2	京都市バイオマス活用推進会議委員名簿	28
資料3	京都市におけるバイオマスの活用に関する取組経過	29
資料4	本計画におけるバイオマスの賦存量，利用量及び利用率の定義	31
資料5	京都市におけるバイオマスの賦存量及び利用量の現状	34
資料6	推進項目に掲げている新技術について	39
資料7	バイオマスの活用技術いろいろ	41
資料8	用語解説	43

資料 1 計画策定の経過

2010（平成 22）年

10月

- ・ 京都市バイオマス活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置
- ・ 第1回推進会議を開催

11月

- ・ 第2回推進会議を開催

2011（平成 23）年

1月

- ・ 第3回推進会議を開催

2月

- ・ 計画策定に向けた中間とりまとめに対する市民意見募集の実施（1カ月間）

3月

- ・ 第4回推進会議を開催
- ・ 計画を策定

資料2 京都市バイオマス活用推進会議委員名簿

(○：座長，敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名
あおあい みきお 青 合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事専務
○ いけがみ まこと 池 上 詢	京都大学名誉教授
いわもと みつお 岩 本 光雄	京都中央農業協同組合 経済部長
うちやま つちこ 内 山 土子	京都リビング新聞社 副編集長
ぐんじま たかし 郡 嶋 孝	同志社大学経済学部教授
さかい しんいち 酒 井 伸一	京都大学環境保全センター長
さかのうえ 坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター森林生物圏部門 森林資源管理学分野助教
しおじ まさひろ 塩 路 昌宏	京都大学大学院エネルギー科学研究科エネルギー変換科学専攻教授
たなか こうぞう 田 中 耕造	京都市中央卸売市場協会 専務理事
ないとう まさあき 内 藤 正明	特定非営利活動法人循環共生社会システム研究所代表， 京都大学名誉教授
はたやま てつろう 幡 山 哲郎	京都市農業協同組合 営農経済部長
ほらもと くにお 洞 本 邦男	京都商店連盟 常務理事
まつだ なおこ 松 田 直子	薪く炭くKYOTO 世話人
みやがわ せいじ 宮 川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与
みよし えつこ 三 好 悦子	市民公募委員
もりむら よしあき 森 村 義明	京都府食肉生活衛生同業組合 専務理事
よしえ しゅうや 吉 江 秀 哉	日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員

資料３ 京都市におけるバイオマスの活用に関する取組経過

京都市は、京都議定書が誕生した１９９７（平成９）年から、使用済てんぷら油などの廃食用油を回収し、市バスやごみ収集車の燃料に利用するバイオディーゼル燃料化事業や、生ごみからエネルギーを回収するバイオガス化技術実証研究を実施するなど、市民、事業者の皆様とともに、バイオマスを活用する取組を全国に先駆けて進めてきました。

年 度	取 組 内 容
1997(平成9)～	・ 市民から使用済てんぷら油等の廃食用油を回収し、市バスやごみ収集車の燃料に利用するバイオディーゼル燃料化事業を開始 ※ 市バスへの利用は平成１２年度から開始
1999(平成11)～	・ 生ごみからエネルギーを回収する、バイオガス技術実証研究を開始（バイオガス化技術実証研究プラントの設置）
2001(平成13)～	・ 学識経験者等で構成する「京都市バイオディーゼル燃料化事業技術検討会」を設置 ・ 同検討会では、京都独自の燃料品質規格である「京都スタンダード」を策定するなど、バイオディーゼル燃料に関する調査研究を実施
2003(平成15)～	・ 京都中央卸売市場第一市場で排出される野菜や生分解性プラスチックのトロ箱を原料とする、バイオガス化技術実証研究〈京都モデル実験〉を実施
2004(平成16)～	・ 「京都市廃食用油燃料化施設」竣工（平成１６年５月）
2005(平成17)～	・ バイオガス化技術実証研究プラントで、生ごみからのバイオガス・水素生成と燃料電池での発電実験を実施
2006(平成18)～	・ 学識経験者による「京都市バイオマス利活用基本構想懇話会」を設置 ・ 京都市のバイオディーゼル燃料で、ダカールラリーを完走（元F1ドライバー 片山右京氏） ・ 京都市長を会長とする「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会（BDF協議会）」（事務局：社団法人日本有機資源協会）を設立

年 度	取 組 内 容
2007(平成 19)～	・ 市庁舎ゼロエミッション実践活動や小学校給食からの生ごみ等を活用した高効率バイオガス生成実験を開始 ・ BDF協議会主催のバイオディーゼル燃料シンポジウムを開催 ・ BDF協議会で、バイオディーゼル燃料の税制優遇の枠組みを検討するとともに、「燃料利用ガイドライン」、「車両技術指針」を策定 ・ 京都市域のバイオマスの賦存量と利用状況調査を実施 ・ 環境省の委託事業として、産学官連携によるバイオマス活用の実証研究である「京都バイオサイクルプロジェクト」を開始（～21年度）
2008(平成 20)～	・ 魚ア拉里サイクルセンターの竣工（平成20年4月） ・ 京都市・BDF協議会共催、廃棄物資源循環学会主催でシンポジウム「廃食用油や生ごみなどのバイオマスの利活用に向けて」を開催（京都大学） ・ 10月から、家庭で発生する生ごみ分別収集し、バイオガス化・たい肥化するモデル実験を実施（～21年度） ・ 「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」が改正され、バイオディーゼル燃料混合軽油を製造・利用する場合、自家利用においても、含有量を5%以下に制限（21年2月施行） ・ これを受け、それまでバイオディーゼル燃料を軽油に20%混合（B20）して利用していた市バスについて、B20を継続するための特例措置を求め、経済産業省と協議の結果、平成21年3月30日付けで、市バスでのB20試験走行を経済産業大臣から認定（改正品確法施行から認定までの間はB5で走行）
2009(平成 21)～	・ 4月1日から、市バス（93両）でのB20走行を再開 ・ 木質ペレットストーブ導入助成を開始
2010(平成 22)～	・ 木質ペレットボイラー導入助成を開始 ・ 民間ペレット製造施設竣工（国及び市から補助） ・ 学識経験者による「京都市バイオマス利活用基本構想懇話会」を発展的に解消し、市民、事業者等も参画する「京都市バイオマス活用推進会議」を新たに発足。京都市バイオマス活用推進計画策定に向けた検討を開始 ・ 魚ア拉里サイクルセンターの魚油を燃料として利用を開始（平成23年1月） ・ 地域バイオマス利活用交付金（農林水産省）を受け、京都市バイオマス活用推進計画を検討する中で、それを基にした京都市バイオマスタウン構想を農林水産省に提出（平成23年3月） ・ 京都市バイオマス活用推進計画を策定（平成23年3月）